ロ　糖尿病透析予防指導管理料の注1に規定する厚生労働大臣が定める者
　透析を要する状態となることを予防するために重点的な指導管理を要する患者
ハ　糖尿病透析予防指導管理料の注4に規定する厚生労働大臣が定める地域
　基本診療料の施設基準等の別表第六の二に掲げる地域
ニ　糖尿病透析予防指導管理料の注4に規定する施設基準
　①　一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1を除く。）を算定する病棟を有する病院（特定機能病院及び許可病床数が四百床以上の病院並びに診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟を有する病院を除く。）であること。
　②　当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。
ホ　糖尿病透析予防指導管理料の注5に規定する施設基準
　当該療養について、相当の実績を有していること。
(16)　小児運動器疾患指導管理料の基準
イ　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき十分な経験を有する整形外科を担当する常勤の医師が配置されていること。
ロ　当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(17)　乳腺炎重症化予防ケア・指導料の施設基準
イ　当該保険医療機関内に乳腺炎に係る包括的なケア及び指導を行うにつき十分な経験を有する医師が配置されていること。
ロ　当該保険医療機関内に乳腺炎に係る包括的なケア及び指導を行うにつき十分な経験を有する専任の助産師が配置されていること。
ハ　当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。
三　小児科外来診療料の注2に規定する厚生労働大臣が定める薬剤
　バリビズマブ
三の二　小児科外来診療料の注4に規定する小児抗菌薬適正使用支援加算の施設基準
(1)　抗菌薬の適正な使用を推進するための体制が整備されていること。
(2)　当該保険医療機関が病院の場合にあっては、データ提出加算2に係る届出を行っていること。
四　地域連携小児夜間・休日診療料の施設基準等
(1)　地域連携小児夜間・休日診療料の施設基準
イ　地域連携小児夜間・休日診療料1の施設基準
　①　当該保険医療機関において、別の保険医療機関を主たる勤務先とする専ら小児科を担当する保険医及び当該保険医療機関を主たる勤務先とする専ら小児科を担当する保険医により、六歳未満の小児を夜間（(2)に規定する時間をいう。）、休日又は深夜に診療することができる体制が整備されていること。
　②　地域医療との連携体制が確保されていること。
　③　小児夜間・休日診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
　④　小児夜間・休日診療を行うにつき十分な構造設備を有していること。
　⑤　緊急時の入院体制が整備されていること。
ロ　地域連携小児夜間・休日診療料2の施設基準
　①　当該保険医療機関において、専ら小児科を担当する保険医が常時一人以上配置されていること。
　②　当該保険医療機関において、別の保険医療機関を主たる勤務先とする専ら小児科を担当する保険医及び当該保険医療機関を主たる勤務先とする専ら小児科を担当する保険医により、六歳未満の小児を二十四時間診療することができる体制が整備されていること。
　③　地域医療との連携体制が確保されていること。
　④　小児夜間・休日診療を行うにつき十分な構造設備を有していること。
　⑤　緊急時の入院体制が整備されていること。
(2)　地域連携小児夜間・休日診療料に規定する時間
　当該地域において一般の保険医療機関がおおむね診療応需の態勢を解除した後、翌日に診療応需の態勢を再開するまでの時間（深夜（午後十時から午前六時までの時間をいう。以下同じ。）及び休日を除く。）
四の二　乳幼児育児栄養指導料に規定する基準
　当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。
四の三　地域連携夜間・休日診療料の施設基準等
(1)　地域連携夜間・休日診療料の施設基準
イ　当該保険医療機関において、別の保険医療機関を主たる勤務先とする保険医及び当該保険医療機関を主たる勤務先とする保険医により、夜間（(2)に規定する時間をいう。）、休日又は深夜に診療することができる体制が整備されていること。
ロ　地域医療との連携体制が確保されていること。
ハ　夜間・休日診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
ニ　夜間・休日診療を行うにつき十分な構造設備を有していること。
ホ　緊急時の入院体制が整備されていること。
(2)　地域連携夜間・休日診療料に規定する時間
　当該地域において一般の保険医療機関がおおむね診療応需の態勢を解除した後、翌日に診療応需の態勢を再開するまでの時間（深夜及び休日を除く。）
四の四　院内トリアージ実施料の施設基準等
(1)　院内トリアージ実施料の施設基準
イ　院内トリアージを行うにつき十分な体制が整備されていること。
ロ　院内トリアージの実施基準を定め、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
(2)　院内トリアージ実施料に規定する時間
　当該地域において一般の保険医療機関がおおむね診療応需の態勢を解除した後、翌日に診療応需の態勢を再開するまでの時間（深夜及び休日を除く。）
四の五　夜間休日救急搬送医学管理料の施設基準等
(1)　夜間休日救急搬送医学管理料の施設基準
　休日及び夜間における救急医療の確保のための診療を行っていること。
(2)　夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算の施設基準
イ　救急搬送について、相当の実績を有していること。
ロ　救急患者の受入れを担当する専任の看護師が配置されていること。
四の六　外来リハビリテーション診療料の施設基準
(1)　理学療法士、作業療法士等が適切に配置されていること。
(2)　リハビリテーションを適切に実施するための十分な体制が確保されていること。
四の七　外来放射線照射診療料の施設基準
(1)　放射線治療を行うにつき必要な医師、看護師及び診療放射線技師等が適切に配置されていること。
(2)　緊急時における放射線治療を担当する医師との連絡体制等放射線治療を適切に実施するための十分な体制が確保されていること。